

阿賀野市条例第3号

阿賀野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市職員の育児休業等に関する条例（平成16年阿賀野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中(ア)を削り、(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第10条第3号中「育児短期間」を「育児短時間」に改める。

第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号中アとイを削る。

第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2） 育児休業に関する相談体制の整備
- （3） その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。